

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の専門委員会の設置について（案）

令和 3 年 3 月 1 7 日  
令和 5 年 ● 月 ● 日 改正  
水環境・土壌農薬部会決定

1. 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に次の専門委員会を置く。
  - ~~（1）環境基準健康項目専門委員会~~
  - ~~（2）陸域環境基準専門委員会~~
  - ~~（3）排水規制等専門委員会~~
  - ~~（4）水生生物保全環境基準専門委員会~~
  - ~~（5）生活環境項目環境基準専門委員会~~
  - ~~（6）底層溶存酸素量類型指定専門委員会~~
  - ~~（7）総量削減専門委員会~~
  - ~~（8）土壌制度専門委員会~~
  - （設置なし）
  
- ~~2. 環境基準健康項目専門委員会においては、水質の汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項を調査する。~~
  
- ~~3. 陸域環境基準専門委員会においては、陸域の水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。~~
  
- ~~4. 排水規制等専門委員会においては、排水基準の設定その他の排水規制及び地下浸透規制等並びに事故時の措置に関する専門的事項を調査する。~~
  
- ~~5. 水生生物保全環境基準専門委員会においては、水生生物の保全に係る水質環境基準に関する専門的事項を調査する。~~
  
- ~~6. 生活環境項目環境基準専門委員会においては、水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の設定及び改訂に関する専門的事項を調査する。~~
  
- ~~7. 底層溶存酸素量類型指定専門委員会においては、底層溶存酸素量に係る環~~

~~境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。~~

~~8. 総量削減専門委員会においては、水質総量削減に関する専門的事項を調査する。~~

~~9. 土壌制度専門委員会においては、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の設定及び改訂が行われた場合の、土壌汚染対策法（平14年法律第53号）の運用等について調査する。~~

~~10.2. 専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。~~